

東京都立八王子東特別支援学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、児童・生徒の尊厳を損うとともに、安心して学校生活を送る権利を奪う行為である。

いじめを防止するために本校では、組織的に対応するべく「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事故への対応」の観点から以下のような取組を進め、いじめが起きない・起こさない学校を教職員一丸となって作る。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、本校に在籍する児童・生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童・生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

- 1) 校内でのいじめの未然防止や早期発見・早期対応を行い、人権を著しく侵害するいじめを許さないという意識を教職員や児童・生徒に根付かせる。
- 2) 校外でのいじめを早期発見・対応するために学校サポートチームと連携し、定期的な連絡会議をもち情報共有をする。

イ 所掌事項

- 1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2) いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- 3) いじめに関する校内研修の計画・実施
- 4) いじめに関する授業の実施
- 5) いじめの発見チェックシートの集約・分析・対応
- 6) その他委員長が必要と認める事項

ウ 会議

- 1) 委員長は、委員会を必要に応じて委員を招集し開催する。

エ 委員構成

- 1) 委員長 校長

- 2) 副委員長 副校長
- 3) 委員
 - ・各学部主任
 - ・生活指導主任
 - ・養護教諭
 - ・経営企画室長

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

本校学校いじめ対策委員会と連携し、校外でのいじめを早期発見、早期対応をはかるため、本校学校いじめ対策委員会と定期的な情報共有を行う。

イ 所掌事項

- 1) 本校の要請に基づく校外でのいじめの早期発見早期対応のための支援。
- 2) 本校学校いじめ対策委員会委員長が必要と定める事項への協力支援。

ウ 会議

本校学校いじめ対策委員会委員長の要請に基づき、必要に応じて本校学校いじめ対策委員会に参加する場合がある。

エ 委員構成

- 1) 児童相談所児童福祉士
- 2) 子ども家庭支援センター職員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア) 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体に醸成させる。
- イ) 道徳教育・日常生活の指導・生活単元学習・総合的な学習の時間等で、いじめは最も恥ずべき行為の一つであることを、個々の児童・生徒の実態等に合わせて指導する。
- ウ) 児童・生徒がいじめについて主体的に考え、児童・生徒自ら「それは嫌だ。」「いじめはダメだ。」などと、声や行動等に出せる雰囲気づくりに努める。
- エ) 職員研修等を充実させ、教職員のいじめを感知する感性を養う。
- オ) 保護者や地域、関係機関と連携し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる取組を推進する。

(2) 早期発見のための取組

- ア) 保護者と連絡帳のやり取りや直接のやり取りを密に取りながら、児童・生徒の小さな変化を見逃さずに情報を共有し、いじめの芽を早期に発見する。

イ) 「ふれあい月間」を通じて、いじめの兆候を見逃さないという教職員の意識を向上させるとともに、面談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。

(3) 早期対応のための取組

ア) いじめの兆候を発見したときは担任等が一人で抱えることなく、組織的に対応できるようにする。

イ) 必要に応じて即時連携が行えるように、諸関係機関と円滑な関係を築く。

(4) 重大事態への対処

ア) 児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにいじめられている児童・生徒の安全を確保し、精神的・肉体的苦痛を取り除く対応を最優先に行う。

イ) 学校だけで対処ができないと委員長が判断するときは、関係機関や専門家に相談するなど迅速な行動を徹底し、いじめられている児童・生徒の人権を守る。

ウ) 重大事故に係る事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会への報告を徹底する。

5 教職員研修計画

(1) 学校いじめ対策委員会が必要に応じて定める。

6 児童・生徒へのいじめ防止に関する授業の実施

(1) 小学部・中学部においては道徳・総合的な学習の時間を中心に、高等部においては総合的な学習の時間を中心にいじめ防止に関する授業を実施する。